

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N570
2018・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第9回

- 政権担当者に求められる姿勢—民主主義国家の前提となるもの……………河合正雄
初の断罪 熊本刑務所「カメラ室」裁量権逸脱判決の報告……………板井俊介
『暴力装置としての日の丸＝HINOMARU』……………喜久山大貴
日本大学の非常勤講師8名が提訴……………中川勝之
国連・恣意的拘禁作業部会が措置入院に関して違法判断……………内田 明
日本人の配偶者である中国人に対する退去強制令書発付処分取消し訴訟で勝訴……………指宿昭一
メディアで働く女性のためのセクハラ相談110番を実施しました……………長谷川悠美
改憲問題対策法律家6団体連絡会主催「戦争のリアル」シンポジウム報告……………久保木太一

ロースクールの実情と法曹養成

- ロースクールに対する複雑な思いとご提案……………高橋 寛
72期向け四団体合同事務所説明会へ是非ご参加を……………今泉義竜
副議長就任のご挨拶……………山田大輔

残暑お見舞い
申し上げます



宇都宮・平和観音

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第9回

政権担当者に求められる姿勢

— 民主主義国家の前提となるもの —

青森 河合 正雄 (弘前大学)

【自】

由民主党と公明党が政権に返り咲いて以来、二〇一三年の特定秘密保護法、二〇一五年の安全保障関連法、二〇一六年の改正刑事訴訟法・改正通信傍受法、二〇一七年の改正組織犯罪処罰法、二〇一八年の働き方改革関連法など、多くの重要法案が成立している。これらの中には公権力により強い権限を付与する条項が含まれており、日本社会の自由や人々の権利・自由の行使の制約・萎縮・自粛をもたらす可能性がある。これらの多くは以前であれば法案提出や成立が頓挫していたにもかかわらず、安倍政権の下では、抵抗を無視するかのようにな可決成立していた。

さらに、現政権は、政権が目指す方向性や方針に異論を唱える者に対して、その正当性や必要性を誠実かつ正確に説明する姿勢が欠如している。民主主義国家における政権担当者は、主権者から政権を委ねられたにすぎない以上、国会で占める議席数や政権支持率の如何に関わらず、自らと主義主張を異にする見解に対しても誠意ある姿勢をとることが求められる。しかしながら、例えば、安全保障関連法案を国会で審議した際に、安倍晋三首相には、「戦争法案という批判は、全く根拠のない、無責任かつ典型的なレッテル貼りであり、恥ずかしいと思います。」(二〇一五年五月二六

日衆・本会議二八号六頁)や、「早く質問しろよ」(二〇一五年五月二八日衆・平和安全法制特委四号二三頁。同発言の直後に、同じ自由民主党の浜田靖一委員長から「控えてください、総理」とたしなめられる。)など、同法案の反対者を侮蔑するような態度を公然とする言動が見られた。

【二】

のような現象が生じる大きな要因の一つに、権力の集中があげられる。度重なる疑惑を指摘されても政権が長期にわたって継続する現状は、「権力は腐敗する」という格言の一形態を具現していると言えよう。いかなる党派や人物が政権に就くかに関わらず、できる限り権力が腐敗しにくい制度設計や慣行を構築する必要がある。

官邸機能を強化して内閣や首相の権限を強める「政治主導」の下では、弊害や疑惑が生じた際に権力側の自浄作用が図られなければ、事実上の政権の私物化や独裁と評される状態により容易に陥る危険性がある。「政治主導」は、政権への全権委任を意味しない。政権が正確な情報提供を行い説明責任を果たすことで、国民・野党・メディアが政権運営に問題点があった場合にそれを的確に指摘できる前提を作った上で、国民が審判を行うことのできる状態に置くことが、最低限求められる。しかし現実には、憲法上あるいは人々の権利保

障の観点から疑義のある条項が含まれる法案（前述）が毎年のように成立し、疑義や疑惑が生じた際には一種のはぐらかしととりうる対応が見られる（例えば、二〇一八年三月二日の参議院予算委員会における、高度プロフェッショナル制度に関する加藤勝信厚生労働大臣の答弁（参・予算委五号二二―二三頁））。また、公文書の隠ぺいや改ざんなどによって正確な情報を得られないことで、国民・国会・メディアが政権を監視し、事実に基づいた議論を行うための前提が崩されている。

（一） のような現状を是正するため、例えば、官邸に権限を集中させ、幹部職員による必要な付度を制度上招く構造を作ったと思われる内閣人事局のあり方を再考する必要がある。また、公文書作成やその管理のあり方についても、例えば、公文書管理法施行令八条三項の反対解釈的な手法によって同法の精神を骨抜きにするのではなく（村上裕章「森友学園事件から見えてくる法的問題―随意契約・公文書管理・情報公開」法時九〇巻二号（二〇一八年）六七―六八頁）、行政の「諸活動を現在及び将来の国民に説明」（公文書管理法一条）し、情報を国民が検証可能な状態に置くという国民主権や同法の趣旨に則った運用を行う必要がある。

さらに、国会によるより有効な政権の統制を可能とする前提を作るためにも、投票価値の平等の実現にとどまらない選挙制度の再考が必要である。小選挙区制は得票率と議席率の乖離が激しく、とりわけ野党が分裂状態にあれば与党は相対多数の得票で圧倒的多数の議席を占める構造を有している（詳細は、上脇博之「安倍改憲の危険性と法律家に期待される役割―小選挙区制問題と安倍改憲問題」青年法律家二〇一七年二月号四頁以下）。衆参の選挙制度は、国会に主権者の意思をできる限り正確に反映させる要請からしても、得票率を大幅に上回る議席が配分されにくい比例代表・少数代表制的要素を増やす必要がある。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

―弁学合同部会40年の軌跡―

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

―弁学合同部会40年の軌跡―



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

初の断罪

熊本刑務所「カメラ室」裁量権逸脱判決の報告

熊本 板井 俊介

一 各地の刑務所にある

「法的根拠なき」カメラ室

全国の刑務所に「カメラ室」と名付けられた居室があり、そこに長期間収容されたという人権救済申立てが各弁護士会に届いているものと思う。このカメラ室が、いわゆる保護室（刑事施設収容者法七九条）の潜脱として利用されている実態がある。

なお、念のため指摘すると、法律上明示された保護室（法七九条、原則三日間の制限）のほかに、平成二三（二〇一一）年通達で認められた「静穏室」なるものがあり（原則七日間の制限）、さらに、刑務所長の裁量で設置されているとされる「カメラ室」があるものと考えられる（刑務所長の裁量が

根拠で、期間無制限）。

本来、法改正により防止せんとした保護室の恣意的な運用実態を糾すため、二〇一五年一月に提起した訴訟が本訴訟である。

二 裁量権逸脱を認めた判決

二〇一八年五月二三日の熊本地裁民事第三部（小野寺優子裁判長）の判決は、「カメラによる監視には死角がなく、排泄行為を含む日常生活の一挙手一投足が監視可能」として受刑者のプライバシー権に配慮し、漫然と収容を継続した行為を裁量逸脱とし、被告国に対し、合計四〇万円の賠償を命じた。

(1) カメラ室の存在自体について

まず、原告は、「明文規定のある保護室規制を

事実上潜脱するために使用される可能性のあるカメラ室は、その存在自体が違憲違法である」と主張していた。

これに対し、判決は、「いかなる構造及び設備を備えた居室を設けるかについては、行刑の専門家である刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、法令上、カメラによる居室内の監視を制限する規定がないことに照らせば、職員による巡回を補完する目的で監視カメラが設置された居室を設けることも許容されているというべきである」と判示し、カメラ室の存在自体は許容した。しかし、この論理でいけば、明示的に禁止する法条が存在しない限り、刑務所長の裁量によって原則として何でもできるということになることは明らかであるから、結局のところ、隔離や保護室規定を明示して刑務所による人

権制限を防ぐ」とした法の趣旨が骨抜きになることは明らかであり不当である。

(2) カメラ室長期収容の裁量権逸脱

続けて判決は、カメラ室収容の裁量の在り方について、以下のように述べる。

「監獄法から刑事収容施設法への改正過程において、保護室への拘禁が被収容者に強度の拘禁感や圧迫感等を感じさせ、その心身に重大な影響を与えるおそれがあるとの観点から、法律上の要件やその収容期間が明記されたという経緯があることに鑑みると、被収容者に対し、拘禁感や圧迫感等を強く感じさせる構造及び設備を備えた単独室を居室として指定するにあたっては、保護室への収容要件に準じて、その必要性を慎重に検討することを要請されるというべきであり、また、その収容期間についても、保護室への収容の期間が七十二時間以内とされていることに鑑み（刑事収容施設法七九条三項）、必要性がなくなったにもかかわらず、漫然と当該居室への収容を継続することは許されないというべきである。

したがって、刑事施設の長が、その必要性を十分検討することなく、被収容者に対し、天井に設置した監視カメラにより被収容者を二四時間監視できる構造を有するカメラ室を居室として指定し、あるいは、その必要性がなくなったにもかかわらず、漫然とカメラ室への収容を継続したよう

な場合には、刑事施設の長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものとして、国賠法上違法との評価を受けることになると解するのが相当である。（傍線は筆者による）」

この部分は、新法の制定過程における考え方が若干反映されている部分であり、本訴訟を提起した本来の意義に関する部分である。とりわけ、判決が、次のように国の反論を封じた点は指摘したい。

「被告は、被収容者は、常に監視を受ける立場にあることから、カメラによる監視を行うことも人による巡回監視を行うことも質的に異ならない旨主張するが、刑務所職員による巡回監視が行われているかどうかは、被収容者からも認識ができるのに対し、カメラによる監視は、被収容者が監視されているかどうか認識できない点で心理的な負担に差があることは明らかである上、カメラによる監視は死角がなく、排泄行為を含む日常生活の一挙手一投足が監視可能であることを考慮すると、通常の単独室とは拘禁感や圧迫感において格段の差異があることは否定できないから、被告の主張は採用できない」

すなわち、これまでのカメラ室に関する各地裁判決では、この国の言い分を全面的に肯定し、カメラ室収容を適法としてきた。しかし、本判決は、「人による監視」と「カメラによる監視」を(7)

人による監視は被収容者からも認識できるが、カメラ監視はそれがつきりわからないから心理的負担が大きい、(イ)カメラによる監視は人による場合に比して死角がなく排泄行為を含む日常生活の一挙手一投足が監視可能であり、通常の単独室とは拘禁感や圧迫感において各段の差がある、という理由でこれを否定したものである。「人間は、二四時間監視されている環境下では人として生存できないほどの苦痛を感じるものである」という判断を前提としているものであり、生身の人間像を直視した点が最も評価すべき点と考える。

本判決は、いわゆるカメラ室への収容を違法とする初の判決であり、実務的に影響の大きい判決である。

三 被告国の控訴断念

なお、誠に意外なことに、被告国は本判決に対して控訴しなかった。しかし、原告側は、被告国の控訴を予定して控訴済であり、控訴審でも尽力する所存である。皆様のご理解・ご支援をよろしくお願い申し上げる次第である。

『暴力装置としての日の丸 =HINOMARU』

京都 喜久山大貴

1 背景事情

RADWIMPSが、二〇一八年六月六日に新曲「カタルシスト／HINOMARU」を発売した。彼らは映画「君の名は。」の主題歌を制作した人気バンドであり、カタルシストはロシヤW杯のフジテレビ系テーマソングだ。カップリングのHINOMARUは、軍歌のようだと批判されて注目を受けた。その歌詞は、支配と殺戮の旗印である「日の丸」を素朴に崇め、侵略戦争や民族差別、自己犠牲を賛美する内容となっている（なお、作詞者は攻撃的意図を否定）。

HINOMARUを問題視する有志が、バンド、レコード会社に公開質問を提出し、神戸ワールド記念ホール（以下、「ライブ会場」という）で六月二六日に開催されるライブに合わせ、「HINOMARUに抗議するライブ会場前アクション」と題した抗議行動を実施することを公表した。

しかし、その主催者らに対して、右翼から「日の丸が嫌いなら祖国に帰れ」、「痛い目に遭うぞ」などのヘイトスピーチや脅迫が浴びせられ、リベラル左派の論者からも「音楽活動の表現の自由を侵害する」、「威力業務妨害になる」など噴飯物の批判が相次いだ。

右翼の妨害や警察の弾圧が強く懸念され、見守り要請もあったが、私一人が現場に向かうことに

なった。

2 弾圧逮捕

抗議行動は、妨害対策で街宣車を使用し、ライブ会場入口前でファン等に向けてアピールすることが予定され、私も発言原稿を用意した。しかし、当日に限り、ライブ会場前の道路が「歩行者専用道路」とされた。

それを知る由もなく、街宣車はスポーツセンター南側の道路からT字路の交差点を左折し、ライブ会場前の道路に進入しかけた。運転手は左折先がカラーコーンで封鎖されていることに気付き、ウインカーを点けたまま街宣車をT字路の角付近に一時停止した。警官が車両の進入を制止したが、現場に「歩行者専用道路」の標識はなかった（終点側にはあったらしい）。

同乗者が、警官に「普段は通行可能なのに、どうして今日はできないのか」旨尋ね、「ライブで観客が集まるので歩行者専用になった」などと回答され、押し問答となった。なお、同じ会場での六月一日～七日の羽生結弦のアイスショー開催時、道路は通行可能であった。

埒が明かず、同乗者が車両から降りて警官に進入を認めるよう求めつつ、別の同乗者が拡声器や横断幕でHINOMARU抗議アピールを始めた。この間に複数の警官が運転席側を取り囲み、採証

活動と称しビデオ撮影を実施した。喧騒の中で運転手は免許証の提示を命令され、従わなかった。

街宣車が交差点で停止したわずか七分後、駐車禁止違反と免許提示義務違反を理由に運転手が現行犯逮捕された。さらに、道交法違反と無関係にもかかわらず街宣車や拡声器が全て押収された。

兵庫県警はライブ会場前の道路まで立ち入らせることなく、抗議者を拉致し、街宣車及び拡声器を奪い取り、物理的に抗議行動を弾圧した。

3 救援活動

私は、弾圧逮捕の数分後に現場に到着し、弁護士腕章を着用し、警官などから状況を確認して回った。被疑事実の内容、逮捕の様子、当事者の言い分、連れて行かれた警察署、抗議行動を継続できるか、押収された車両のレッカー移動の立会いなどを主催者と話し合った。

連行された神戸水上警察署は女性専用の留置施設で、男性の被逮捕者はすぐに移送されるというので、私は同署に急行した。すぐに窓口の担当者には氏名不詳者と接見したい旨申し向けたが、「場所を用意している」と小一時間待たされた。

逮捕から九二分後、接見を開始し、権利の告知、逮捕時（後）の状況、家族や職場への連絡方法、押収物の内容などを確認した。コンメンター

ル道交法の該当箇所を仲間に送ってもらい、①七分間停車の逮捕は異常であり、②警察の制止による正当な停止であり、③複数人が車両周辺を取り囲み、即時の移動が困難であり、④左折先が封鎖されるなら、現場は「交差点」ではなくなる（直進道路になる）こと、⑤道交法違反の前提がなければ免許証提示義務もないことなど争点を整理し、被逮捕者に無罪となるべきことを説明した。

接見を終えた頃、同署の前に抗議行動の参加者らが集まっており、「仲間と車を返せ」、「HINOMARUのための弾圧だ」、「恥ずかしくないのか」、「絶対に見捨てない。頑張ろう!」とみんなで救援の声を届けた。十数名の警官が立ちほだかり、黙って聞いていた。

私は、当直長に、上記の①～⑤の内容をメモさせ、通常の倫理観に従い、即時に釈放すべきことを捜査担当者に伝えるよう約束させた。

抗議行動の参加者らと情報共有し、家族や職場、街宣車の所有者への連絡を済ませた。その後、①～⑤の内容を含む、被逮捕者の無実を示す声明を作成し、深夜のうちにTwitterに投稿した。警察が弾圧のため道交法違反をでっち上げて逮捕した事実を弁護士として訴え、憶測に基づくデマをかなり抑え込むことができた（閲覧回数は二万超）。

逮捕から二時間後、送検もされずに無事釈放

された。夜中に被逮捕者は神戸水上警察署から篠山留置場という山奥の辺鄙な留置施設に移送されていた。長期化を見据えた嫌がらせであることは明らかであった。

4 総括所見

右翼はHINOMARUと共にヘイトスピーチを垂れ流し、警察は日の丸HINOMARUに抗う者を徹底的に弾圧した。警察は事態の収束を図るため、早期釈放に踏み切ったが、「反日」、「過激派左翼」を叩き潰しても世間が許すという確信のもとに違法逮捕に及んでいる。

リベラル左派は安倍政権に対抗する「正しい愛国心」を称揚し、日の丸に染み込んだ人民の血を脱色し、加害の歴史を忘却しようとする。反原発などの「新しい国民運動」は一般人を取り込むため、警察と一体化して、運動手法を過剰に抑制し、被逮捕者を自己責任と切り捨てる。

三・一一以降のこうした忘却と分断の積み重ねが、素朴なナショナリズムと国家権力の暴走を支えてきた。暴力装置としての日の丸HINOMARUをまっすぐ受容してしまえる大多数の特権階級に対し、私は強い怒りと危機感を覚える。

日本大学の非常勤講師八名が提訴

東京 中川 勝之

一 はじめに

本件は、学校法人日本大学の運営する日本大学（以下「日大」）の非常勤講師の原告ら八名が、原告らの所属する首都圏大学非常勤講師組合・日大ユニオン準備会（以下「組合」、日大の組合員約七〇名）が「非常勤講師ゼロ化計画」（以下「ゼロ化計画」と呼ぶ日大の計画に基づき日大が原告ら非常勤講師を雇止めし、あるいは二〇一八年度のコマ数を削減したことに対し、雇止め及びコマ数削減はいずれも違法・無効であるとして、二〇一七年度ないし従前どりのコマ数を担当する労働契約上の権利を有する地位の確認とこれに基づく差額賃金及び損害賠償を請求する事案である。八名も大学の非常勤講師が裁判で闘うことは極めて珍しいと考えられる。

二 日大と非常勤講師

日大は言うまでもなく、日本最大の学生数を誇り、一六学部、一通信教育部、学生総数六万七九三三名（二〇一七年五月一日現在。通信教育部除く）からなる大学である。

日大では、教員の五九・一％、約六割（通信教育部を除く全学部平均、文系の七学部に限れば七三・一％）が非常勤教員で、履修科目の三分の一強の講義が非常勤講師に担われており、その大学教育を成り立たせる不可欠の人的要素として非常勤講師が位置付けられていると言える。もちろん、こうした傾向は日大に限られるわけではない。

では、日大の非常勤講師の待遇はどうか。一年通期で一週九〇分授業を担当して一コマであり、コマ単価（月額）は教職員歴等経験年数で違うが、

最低で二万九〇〇〇円、最高で三万二四〇〇円である（特号除く）。日大で本年度二九年目となる原告団長ともう一人の原告が最高額であるが、十分な賃金額とは言えないであろう。しかも、二〇〇五年にコマ単価増額があつて以降、一切増額なしである。原告らのほとんどが日大以外の大学でも非常勤講師をしており、一コマ一コマが生計を立てるために重要となっている。

三 組合が呼ぶ「非常勤講師ゼロ化計画」

(1) 二〇二二年八月成立の改正労働契約法は労働者の雇用の安定と公正な処遇等の実現を目的として、無期労働契約への転換ルールを定めた。

しかるに、首都圏の主要大学が無期労働契約への転換を潜脱することを目的に、更新五年上限規定を新たに設けようとしたが、組合が早稲田大学

等を相手に果敢に闘い、多くの大学で更新五年上限規定を撤回せざるを得なくなった。

(2)「ゼロ化計画」とは、組合が名付けた日大の計画で、非常勤講師を全員雇止めにしてゼロにし、五年雇止めの非常勤講師だけにしようとする計画である。

具体的には、非常勤講師には従前雇用契約書がなかったが、二〇一六年四月一日以降、非常勤講師契約書兼労働条件通知書が作成され、同契約書には更新五年上限規定が記載された。そして、日大の本部の指示の下、各学部で授業科目数の二割削減目標、専任教員の標準担当講義(コマ数)を五から八(二・六倍)に増加させる目標が立てられ、実行に移されつつある。日大は、二〇一七年一〇月六日に非常勤講師就業規則及び非常勤講師規程を新設し、二〇一六年四月一日以降採用の非常勤講師に対する更新五年上限規定も定めた。

「ゼロ化計画」は、日大自身が「非常勤講師に係る対応」において吐露しているように、無期転換申込権、ひいてはその趣旨の雇用の安定を敵視し、非常勤講師を従前どおり不安定かつ低処遇で活用することを目指しているのであって、不法な動機・目的を有し、著しく不合理である。

(3) ところで、日大三軒茶屋キャンパスには危機管理学部及びスポーツ科学部があるが、二〇一七年一月になって、英語科目担当の非常勤講師

一五名全員に対して同年度末をもつての雇止めが通告された。団体交渉における日大の説明によれば、日大は、英語全科目の授業を(株)ウエストゲイトに委託し、日大の専任教員の観察の下、同社の教員が補助員として授業を担当することであった(以下「本件委託」)。授業の外部委託をすれば、非常勤講師を一掃し雇用責任を負わずに済むから、本件委託は、「ゼロ化計画」の一環と言える。

四 雇止め及びコマ数の削減は違法・無効

(1) 危機管理学部及びスポーツ科学部は二〇一六年四月に新設された学部で、完成年度(学年進行終了時の四年)の二〇二〇年三月までの継続雇用を原告ら四名に期待させるものであった。実際、日大の二〇一四年二月に三軒茶屋キャンパス担当予定の非常勤講師に対する書面には、「※平成二八年四月からご担当願います。」「※完成年度の平成三二年三月までは、継続してご担当いただきますよう、お願いいたします。」と記載されていた。新設学部は完成年度までの四年間の計画で文部科学省に認可を受けており、合理的理由がない限り、カリキュラムや教員の変更は認められていない。

そうすると、雇止めとなった原告一名について、

当初契約締結時に少なくとも合計四年間の雇用期間まで更新される旨の合意が存在しており、仮に合意の存在が認められない場合でも四年間の契約更新への高度の合理的期待が認められる。

また、コマ数削減の前提となる本件委託は学校教育法九二条に違反する疑いが強く、そうでなくとも、いわゆる偽装請負となつて労働者派遣法違反ないし職業安定法四四条違反となる疑いが強い。

以上のような違法な疑いの強い本件委託に基づく雇止めには、本件委託がもと「ゼロ化計画」の一環というべきもので不法な動機・目的を有して著しく不合理であることも考慮すれば、客観的合理的理由はなく、社会的相当性もないから、原告一名に対する雇止めは違法・無効である。同様に三軒茶屋キャンパスの原告ら三名に対する英語のコマ数削減も不合理で違法・無効である。

(2) 三軒茶屋キャンパス以外では、経済学部の原告一名及び文学部原告一名が雇止め、理工学部の原告二名がコマ数削減となっており、「ゼロ化計画」の下、違法・無効を主張している。

(3) 皆様からのご支援、ご協力をお願いしたい。(弁護団は、小部正治弁護士、平井哲史弁護士、本田伊孝弁護士及び平井康太弁護士の各会員と私)

国連・恣意的拘禁作業部会が 措置入院に関して違法判断



東京 内田 明

(医療扶助・人権ネットワーク事務局長)

一 はじめに

二〇一八年四月一九日、国連の恣意的拘禁作業部会は、窃盗未遂(万引き)をきっかけとして措置入院となった男性の事案について、当該措置入院による自由の剥脱が「恣意的拘禁」に該当し違法であると判断し、日本政府に対し、状況の改善のために必要な措置をとるほか、補償または賠償を行うことなどを求める意見書採択しました。恣意的拘禁作業部会が日本国内の事案について恣意的拘禁であると判断したのは、クジラ肉の不正告発に関連してグリーン・ピースジャパンの職員が窃盗罪等で起訴されたことが問題となった事案に次いで二例目であり、精神科医療の分野では初めての判断となりました。

二 経緯

問題となった事案は、次のようなものでした。被害者は日本人の成人男性であり、以前から統合失調症で通院治療を続けていた方です。二〇一七年七月に自宅近くの飲食店へ行き、同店の冷蔵庫からコーラを盗もうとして店員に見つかり通報されて逮捕されました。翌日、措置入院(精神保健福祉法二九条第一項)の手続がとられ、都内の精神科病院に強制入院となりました。被害者は退院請求(同法三八条の四第一項)を行いました。精神医療審査会は「引き続き現在の入院形態での入院が適当である」と判断しました。

措置入院に関する国内法的な救済手段としては退院請求のほかに審査請求や取消訴訟などが考えられるところですが、一般に措置入院は三か月

程度で終了し医療保護入院という別の強制入院手続に切り替えられることが多く、審理に時間を要する審査請求や取消訴訟は救済手段として必ずしも有効ではありません。また、退院請求の認容率はおおむね5%以下にすぎず、退院請求によって救済される事案は極めて限定的です。そこで、これらの国内法的救済手段に代わるものとして、二〇一七年一〇月、被害者は、国連の恣意的拘禁作業部会に対し、個人通報を行いました。

三 恣意的拘禁作業部会とは

国連は補助機関を設置することができ(国際連合憲章七条二項)、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ機関として人権理事会を設置しています。人権理事会は人権状況の監視、侵害の防止などの任務を国連によって与えられた専門家

を任命することができ、この専門家は「特別報告者」という名称を付されることが多く、専門家が複数の場合には「作業部会」と称されるのが一般的です(阿部浩己「国連人権保障システムの至宝 特別報告者①」「時の法令二〇三号」五四頁)。恣意的拘禁作業部会もその一つです。恣意的拘禁作業部会には他の特別報告者や作業部会にはない特別な権限が与えられており、被害者からの申立て(個人通報)があつた場合には、個別事案ごとに国際人権基準に反したかどうかを当事者対抗的な手続きによつて検討し、その判断結果を「意見」として示すことができます(阿部浩己「国連人権保障システムの至宝 特別報告者②」「時の法令二〇三号」六三頁)。詳しい個人通報の流れについては精神医療国連個人通報センターのホームページ参照)。この当事者対抗的な手続きは厳格に運用されており、今回の個人通報手続において、日本政府は反論提出の期間を順守せず、作業部会の規則に従つた提出期限の延長手続も行わなかつたことから、作業部会は、期限に遅れて提出された日本政府の反論を受領せず、日本政府が「情報提供者からなされた信用できる一応確からしい主張に関して反論を述べないという選択肢を取つた」とみなして、措置入院による自由の剥脱が恣意的拘禁であると判断しています。

なお、個人通報制度について、「日本は選択議

定書を批准していないので個人通報制度が利用できない」などと説明されることがありますが、利用できないのは各人権条約に基づく個人通報制度であり、恣意的拘禁作業部会に対する個人通報とは別の制度です。

四 意見書の要旨

恣意的拘禁作業部会が認定する「恣意的拘禁」には五つのカテゴリーがあり、①自由の剥奪を正当化する法的根拠が明らかに見つからない場合(カテゴリーⅠ)、②世界人権宣言七条等または自由権規約二条等により保障された権利を行使したことを理由として自由の剥奪が行われた場合(カテゴリーⅡ)、③「公正な裁判を受ける権利」に関連する国際規範の不順守が重大である場合(カテゴリーⅢ)、④亡命希望者、移民または難民が、行政または司法による審査または救済の可能性がなく、行政により長期的監禁を受けている場合(カテゴリーⅣ)、⑤自由の剥奪が差別として国際法違反を構成し、それが人権の平等を没却することを目的としたまたは没却する結果となる場合(カテゴリーⅤ)、いずれかに該当する場合には「恣意的拘禁」となります(より詳細な定義はA/HRC/36/38: Methods of work of the Working Group on Arbitrary Detention参照)。

本件において、作業部会は、被害者が書面や通

知などで非自発的入院の必要性を知らされていないかつたことなどが自由権規約九条の基準を充たさないとしてカテゴリーⅠに該当すると判断したほか、自由の剥脱が精神障害に基づく差別であると認定し(カテゴリーⅤ)、「恣意的拘禁」に該当すると判断しています(意見書の抄訳は精神医療国連個人通報センターのホームページに掲載されています)。

五 意見書が採択された意義と今後の課題

今回の意見書の採択は、強制入院の問題に関する救済手段が国内法的手段だけではないことを示すものであり、強制入院を強いられている者に新たな不服申立手段を与える画期的なものといえます。他方で、日本政府が作業部会の意見書の内容に従わなかつたとしても直接的な制裁はなく、制度的には意見書が採択されても強制入院が継続される危険があることから、どこまで救済手段として実効性が発揮されるかは今後の運用によることとなります(本件は意見書採択時点において退院が実現していたため、意見書の実効性は大きな問題とはなりませんでした)。

日本人の配偶者である中国人に対する 退去強制令書発付処分取消し訴訟で勝訴



東京 指宿 昭一

二〇一八年六月二日、日本人配偶者である中国人女性を原告とする退去強制令書発付処分取消訴訟で勝訴した。偽装結婚を疑われ、警察に逮捕され、在留期間更新が認められず不法滞在になり、不法滞在で逮捕されるという特異な事案である。しかも、一回目は夫と長女も共犯として一緒に逮捕され、二回目は長女も逮捕されている。長女には一歳の子どもがいたので、子どもは児童相談所に預けられた。

東京地裁民事五一部（清水知恵子裁判長）は、丁寧な事実を認定し、原告と夫の婚姻関係は「婚姻の本質に適合する実質を備えていたものと認めるのが相当」と判断して、入管の処分を取り消した。被告国は控訴せず、判決が確定した。東京入管は、原告に、在留特別許可として日本人の配偶者等の在留資格を与えた。被告からの謝罪は一切なかった。

■事件の経緯

二〇一三年一月一日、原告（中国人女性、一九五三年生）は夫（日本人、一九四七年生）と日本において婚姻した。その直後、原告は、中国に帰国した。原告は、二〇一四年二月一六日、在留資格「日本人の配偶者等」の上陸許可を受けて日本に入国した。

原告は、来日後夫が当時居住していた、東京都

新宿区のマンションで夫と同居する予定だったが、数日間の同居の後、原告は、暫定的に、長女が居住していた江東区のマンションで長女及びその長男（以下、「孫」という）と同居することになった。その理由は、孫の育児を手伝う必要があったことと、夫が、夫の姪と同居していたため、夫の家が手狭だったからである。夫の姪はアルコール依存症であったため、二〇一四年五月頃から、過剰な飲酒をしないように監視する必要があるため、夫が同居せざるをえなかったためである。

長女が二〇一五年七月に、東京都江東区から、千葉県船橋市に転居したため、原告は、同年九月に同所へ転居した。夫は、その時に、住民票は同所に移したが、勤務先が新宿であったことから、通勤が大変だという理由で、勤務のある日は新宿の家から出勤し、勤務が休みの日には船橋の自宅に戻っていた。いわば、単身赴任的な形で二つの居住地を利用していたのである。

同年一月三日、原告は、自宅にいたところを、原告との結婚が偽装結婚であるという理由で、電磁的公正証書原本等不実記載罪の被疑事実で万世橋警察署員に逮捕された。また、同日、夫は、職場から新宿の家に連行され、同所で逮捕された。同年二月二〇日に原告と夫は釈放され、同年二月二四日、不起訴処分となった。夫は、釈放後は、船橋の自宅で原告と同居した。なお、同年二月

から、夫の姪は、生活保護を受給して、別のアパートに引っ越したが、その後、肝硬変で入院を繰り返して、二〇一六年九月一九日に死亡した。

なお、原告と夫の逮捕の約二週間後、長女も、電磁的公正証書原本等不実記載罪の共犯の被疑事実で万世橋警察署員に逮捕され、孫は児童相談所に一時保護された。長女も同月二〇日に釈放された。

原告は、二〇一五年一〇月三日に東京入国管理局に在留期間更新申請をしたが、二〇一六年一月二四日、同申請が不許可となり、同日、在留資格を特定活動に変更し、在留期間は二〇一六年二月一三日までのところ、日本に夫や家族がおり、日本を離れることは困難だと考えたため、出国することなく、不法滞在となった。

原告は、二〇一六年三月七日、入管法違反（不法滞在）の被疑事実で万世橋警察署員に逮捕され、同年三月一八日、東京入国管理局に移されて収容され、事情聴取を受け、同年四月二六日退去強制の判定を受け、東京入国管理局の収容場に収容された。

なお、長女も、同年三月八日に入管法違反（不法滞在）の補助の被疑事実で万世橋警察署員に逮捕され、孫は児童相談所に一時保護された。長女の勾留状は却下され、同月一〇日に釈放された。

原告が、収容された後も、原告と夫との婚姻関係は継続しており、夫は、現在、長女、孫とともに

に生活をしていることから、婚姻の真実性には疑いはない。

東京入国管理局において原告の違反調査及び違反審査が行われ、同年四月五日、原告は、出入国管理及び難民認定法第二四条第四号口違反の認定通知を受けた。

同年四月二六日、東京入国管理局において口頭審理が行われ、原告は、その後、同局特別審理官から、上記認定は誤りがない旨の判定を受けた。

これを受けて、原告は、法務大臣に異議の申出をしたが、東京入国管理局長は、異議の申出には理由がない旨の裁決をし、二〇一六年五月三日、同局主任審査官は、これを原告に通知した。同日、同局主任審査官は、原告に対し、退去強制令書を発付して原告を東京入国管理局に引き続き収容した。同年八月二三日、原告は、茨城県牛久市の東日本入国管理センターに移されて、引き続き収容された。

同年一〇月二六日、原告は、退去強制令書発付処分等の取消を求めて、東京地裁に提訴した。

同年二月二〇日、仮放免された。入管での収容は九か月を超えていた。

■ 夫婦の同居を婚姻の真実性の絶対的要件とするのは誤り

入管は、夫婦の同居を婚姻の真実性の絶対的

な要件だと考えて判断しているが、これは、現代社会の実情に全く合わない判断である。仕事の都合で単身赴任せざるをえない夫婦は、多く存在する。夫婦の一方が外国人の場合に、別居を理由にその婚姻の真実性を否定して、偽装結婚として扱うというのは、まったく合理性のない判断である。まして、本件は、平日は別の家に住んでいたが、土日は一緒に暮らしていたケースである。なぜ、これを偽装結婚であると断定できるのであるのか。

もともと、本件の場合、夫と姪が同居していたという事実が偽装結婚の疑いを招いたということもあるのかもしれない。しかし、原告と夫との関係、夫の年齢、姪の病状等を調査すれば、偽装結婚ではないことは容易に判明したはずである。

このような、誤った判断の下で在留資格の更新がされなかった原告を、不法滞在を理由に、日本人の夫がいるという事実を無視して退去強制とした判断は明らかに誤っている。

また、原告の長女を、母である原告を自宅に泊めていただけで、原告の共犯として二回も逮捕した警察も異常である。シングルマザーとして、当時一歳の子どもを養育していた長女は、子どもと引き裂かれて逮捕され、子どもは児童相談所に保護されたのである。こんなことが、なぜ、許されるのであろうか。

幸い、東京地裁は、原告と夫の婚姻を真実かつ真摯なものであると認定し、退去強制令書発付処分を取り消した。ある意味で、当然の判断なのであるが、これまで裁判所はこういう当然の判断をなかなかしてこなかった。そのことが、ゆがんだ入管行政を野放しにできたともいえる。

裁判所は、今後も、入管の誤った判断に対して

は、毅然として断罪をしてもらいたいと思う。

勝訴判決確定後、被告代理人に連絡して、原告にいつ在留特別許可が出るのかを聞いたが、今後の入管の対応については分からないとのことだった。東京入管に電話すると、審判部門の担当者は、電話にも出ないで、「何もお伝えすることはできない。ここからの連絡を待つてほしい。」とのこと

とどった。菓子折리を持って、謝罪に来てくれと言っているわけではない。入管の誤った判断を正してあげたことについて、お礼を言ってくれと言っているわけでもない。誤った処分が取り消されたので、その後の手続きについて聞いているだけである。これにも答えられない国と入管は、相当におかしな感覚を持っていると言わざるを得ない。

メディアで働く女性のための セクハラ相談二〇番を実施しました

東京 長谷川悠美

一 はじめに

二〇一八年七月一日(日)、日本マスコミ文化情報労組会議の主催で、「メディアで働く女性のためのセクハラ相談二〇番」が実施され、相談員として協力してきましたので、その取り組みについて報告いたします。

二 ホットライン実施のきっかけ

今年の四月、福田惇二元財務事務次官によるテレビ朝日記者へのセクシユアル・ハラスメントが報道されました。

メディアで働く女性に対するセクハラ問題は、これまででも多数存在していたはずですが、なかなか明るみに出ることはありませんでした。

セクハラ問題は、通常のセクハラ(被害者も加害者も同じ社内の人間である場合)であっても、告発した場合に被害者の社内での立場を悪くするのではないかという心配があったり、告発しても社内で適切な対処がなされなかったりして、明るみに出にくいものです。それに加え、メディアで働く女性に対する取材対象からのセクハラ問題は、取材対象とメディア会社との関係等の理由か

ら、さらに顕在化していく問題なのでしょう。

しかも、このセクハラ報道がされた際、麻生財務相が当初、事実関係の調査や処分をしない方針を示したことは、わが国のセクハラ問題に対する意識の低さを露呈するものでした。

このような事態を受け、日本新聞労働組合連合は、委員長談話や声明を発表し、女性集会でのアピール採択をする等、早々に活動を開始しました。そして、日本新聞労働組合連合から、ホットラインを実施したいという要請を受けたのが、今回「メディアで働く女性のためのセクハラ相談二〇番」に協力したきっかけでした。

三 セクハラ相談二〇番の概要

ホットラインは、日本マスコミ文化情報労組協議の主催で行われることとなりました。日本マスコミ文化情報労組協議は、新聞、民放、出版等、各メディアの労組が加入する団体です。今回のセクハラ報道のような被害は、新聞記者に限らず、メディアで働く女性に共通して見られるものであるため、日本マスコミ文化情報労組協議で取り組むことが決まったのです。

ホットラインを実施することが決まると、協力弁護士を交えた準備会を二回行い、記者会見を開き、その他もメール等で密な連携を取り、七月一日(日)に「メディアで働く女性のためのセクハラ

相談二〇番」と銘打ってホットラインを行う運びとなりました。

当日は、一〇時から二五時までの間、計一〇名の女性弁護士が相談員として協力しました。また、新聞、民放、出版等の各組合員が相談員として待機し、事前に、協力女性弁護士から相談員となる組合員へ、セクハラ問題についてのレクチャーも行いました。さらには、セクハラ問題の場合には、メンタルのケアも重要であることから、カウンセラーの方にも待機していただきました。

四 セクハラ相談二〇番を実施して思うこと

守秘義務の関係から、ここで詳細をご報告することはできませんが、当日は、深刻な性被害や、劣悪な職場環境の事例の相談が寄せられました。「セクシュアル・ハラスメント」という言葉が世に知られるようになって久しいですが、セクハラ問題は後を絶ちません。

最近では「#Me Too」運動などで世界的にセクハラ運動が盛り上がり、日本でも、福田元財務事務次官のセクハラ報道以前にも、伊藤詩織さんの就職活動中のセクハラ被害の告発など、セクハラ報道が頻繁になされています。これは、セクハラ被害根絶に向けた契機になるという肯定的な側面ももちろんあります(だからこそ、被害女性

たちは声を上げたのです)。しかし、それとともに、まだまだ世界的にもセクハラ問題は後を絶たないということを、改めて明らかにしたものでした。

それだけ、働く女性にとってセクハラ被害というのは、いつ遭遇してもおかしくない日常的な、しかし深刻な問題なのです。また、セクハラ被害を告発することが「勇気を持つて」と評価されるように、被害に遭いやすいにもかかわらず、声を上げること自体が難しいのです。

なぜ、働いているだけで、何の落ち度もない人が、このような窮地に追い込まなければならないのでしょうか。

「働く」というオフィシャルな場に、限りなくプライベートなものであるセクシュアルな言動を持ち込むこと自体が不適切であることは、言うまでもありません。それは加害者にも分かることです。それにもかかわらず、被害が後を絶たないのは、力関係を背景に、被害者を蔑視しているからに他なりません。声を上げられないのはいいに、また、逆らえないのはいいに、被害者はけい口しているのです。

このような人権の蹂躪をゆるしてはいけません。日本マスコミ文化情報労組協議とも、今後も継続して取り組みを行おうと決意しています。セクシュアル・ハラスメント問題の根絶のため、これからも取り組みを続けていきます。

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

「戦争のリアル」シンポジウム報告

7/20 開催

東京 久保木太一

◆ 「戦争のリアル」シンポ

「今の若者に欠けているのは戦争のリアルだ」という改憲問題対策法律家六団体連絡会の総会における私の発言がきっかけとなった、と思っているのは私だけかもしれないが、七月二〇日、文京区民センターのもとでも広い部屋（3-A室）において、「戦争のリアル」安倍九条改憲がもたらすもの」と銘打たれたシンポジウムが、改憲問題対策法律家六団体連絡会及び安倍九条改憲NO！全国市民アクションの共催にて開催された。

お招きした講師は、東京新聞論説兼編集委員の半田滋さんと室蘭工業大学准教授（憲法、家族法）の清末愛砂さん。私が解説を加えるまでもなく、二人とも戦争のリアルを熟知したスペシャリストである。

連日の猛暑の中、大成功に幕を閉じたシンポジ

ウムにおいて、半田さんは「自衛隊の任務・装備はどう変化しているか」、清末さんは「戦場経験から『自衛の措置』問題を考える」をテーマに、お化け屋敷さながら背筋も凍る「リアル」で会場を涼ませた（？）。

本稿は、「戦争のリアル」シンポジウムの講演内容の一部を紹介するものであるが、一三〇分以上にも及んだ講演内容を二〇〇〇字程度にまとめることは、Twitterの一四〇字投稿に慣れ親しんだ世代の私にとっても難儀である。そこで、本稿では、半田さん、清末さんお二人の講演の一部に絞って報告し、会場からの質問や私個人の雑感などは割愛する（後者は最初から求められていない）。

なお、以下は講演録であるため、一人称は半田さんないし清末さんである。憑依された気分で書くこう。

「半田さん講演録」

銃の矛先を少しずつ尖らせてきた
自衛隊

(1) 安保法制（戦争法）の影響

安保法制によって自衛隊の任務は大きく変わった。とはいえ、拡大した任務は実際に行われていない。その答えは簡単である。アメリカが戦争をしていないから。アメリカが戦争をしていたら、イラクのときのように危険な目に遭っていたはずだ。

(2) 防衛予算の膨張

去年決定された防衛予算案（二〇一八年度）の中には、これまでにない敵基地攻撃が可能な巡航ミサイルが突然入ってきた。北朝鮮や中国まで届くことによって敵基地攻撃能力が完全に身に着く。通常だと、八月に防衛省の概算要求が確定し、九月からの四ヶ月間は財務省と防衛省がせめぎ合い、予算を削る作業を行う。しかし、去年は逆にミサイルが増えた。これは私が取材を始めてから初めてのことである。二月にトランプが来日し、政府が、アメリカ製武器の追加購入の合意をしたためだ。

もつとも、巡航ミサイルが新しく入ってこなければそれでよかったかといえば、それも違う。島嶼防衛用として、高速滑走弾がすでに入っていた。



半田滋さん(左)と清末愛砂さん(右)

これは、二〇〇三年に与党内の反対によって導入が見送られた長射程のミサイルである。今回は全く同じ性能なのに与党内での反対がなかった。

(3) ここ三〇年くらいの自衛隊の変質

昔の自衛隊は専守防衛だったのかというと、それは違う。

三〇年以上前にF Aファントムを購入したときには、空中給油(長距離飛行)ができなかったために給油口を外していた。しかし、八〇年代九〇年代に購入したときには給油口を付けている。方針が変わったのだ。

九〇年代から購入しているF2戦闘機は、戦闘攻撃機に分類される。これは敵基地を攻撃できるものであるが、他国から領土を奪われたときの奪還用としてそうした能力を残してきた。三沢基地に一機だけ配備されているF35Bは、レーダー

ーに映らないステルス性能を有しており、敵基地攻撃にふさわしいものであるが、これは全部で四二機を購入することになっている。

ここ三〇年くらいの間に、自衛隊が自分の槍の矛先を少しずつ尖らせてきた。決して安倍政権で右傾化して急激に変わったわけではないが、安倍政権と共振して表に出てくるようになっていく。

【清末さん講演録】

キーワードは「音」

(1) 経歴／パレスチナでの戦場経験

私は、パレスチナで非暴力抵抗運動に参加していた経験がある。二〇〇二年にはイスラエルで発砲され、足を負傷した。

普段は学者をやっているが、今日は理論的な話はない。戦場を経験した一人の人間として、戦争のリアルを伝える。

(2) 戦闘地域・非戦闘地域という言葉

安保法制(戦争法)の議論のとき、私は、政府が発する「戦闘地域」「非戦闘地域」という言葉を聞かずにざわざわしていた。

戦闘状況というのは瞬時に変わる。昼間にヤギを連れて歩く少年のすぐそばで突然戦闘が始まる。目の前で展開されていた光景が一八〇度変わる。まるで演劇でセットが入れ替わるように。

(3) 「銃弾が飛び交う」という表現の違和感

私は、報道等でよく使われる「銃弾が飛び交う」という表現に違和感を感じている。間違っているのは、「銃弾が飛び交う」程度ではまだましという印象を受ける。

正しい表現を探し続けた私は、やがて「月が照っているのに大雨が降っている」という表現を見出す。集中豪雨のような銃撃音。どうせ殺すなら頭を打って即死させて欲しいという心境にさせる音。この戦争体験から私は未だ逃れられていない。

(4) 音に敏感になって生きる

戦場では、一つの判断ミスが死につながる。猛烈な集中力をもって、頭をフル回転させなければならぬ。

その中で、異常ではあるが、音に敏感になる。銃声音から武器の種類を聞き分け、皮膚感覚で危険かどうかを判断する必要がある。

(5) 人間としてこんなことがあっていいのかと 思う経験

私は、人間としてこんなことがあっていいのかと思う経験をした。銃撃によって飛び散った肉片を、遺族のために救急隊員が丁寧に集めるのである。土の中に混じったそれや壁についたそれを集めると爪の中が血で染まる。それは人間として耐え難い行為であり、救急隊員の顔は呆然としていた。

私はバカなことを訊いてしまった。「大丈夫？」と。救急隊員は、私を睨みつけて、言う。「大丈夫なはずないだろ」と。思考停止状態の彼は、その後、自らに付いた血を洗うこともしなかった。

(6) 人は武器と大義で変わる

人は武器を持つと変わる。自分が力があると勘違いする。

そして、凶弾は、自衛、国防、対テロ、といっ

た大義によって正当化される。普段は家族に対して微笑む人も、一旦戦場に出ると人に銃を向ける。憲法九条改正によって自衛隊を公的な存在と認めると、自衛隊の態度が変わるのではないか。

ロースクールに対する 複雑な思いとご提案

東京 高橋 寛

1 はじめに

まず、このテーマについてお話させていただくにあたって、ロースクール制度や同制度の創設をはじめとするいわゆる司法制度改革に対する私の思いを述べておきたいと思います。

私が今こうして弁護士として活動できているのは、司法制度改革により法曹増員が方針づけられ、旧司法試験よりも高い合格率を前提とする新司法試験・ロースクール制度が始まったからです。

私は、両親の収入があまり多くなかったこ

とから奨学金で大学に通っていました。もし、私がロースクールを受験する頃に旧司法試験制度が続いていたら、私は專業受験生を続けることの難しさや両親を説得することの難しさから、司法試験受験を選択することはなかったと思います。

また、私は、ロースクールで多くの経験・友人・恩師を得ることができ、それらは今でも私が弁護士活動をする上での基礎になっています。

このように、私は、司法制度改革によって「恩恵」を受けた人間であり、新司法試験・ロ

ースクール制度ができたことに感謝しています。

一方で、法曹養成制度としてみたときに、ロースクール制度は様々な歪みを抱えていますし、民主主義や日本国憲法を擁護する法曹を育成するという点でも問題があると思います。

このように、私のロースクールに対する思いはとても複雑なものです。私の体験談や意見が、法曹養成制度に対する青法協の取り組みにプラスになれば幸いです。

2 私が通っていたロースクールについて

私が通っていたロースクールは、学生数が少なく(必修科目のクラスは二つだけでした)、学生同士の距離が近いだけでなく、学生と教員の距離も近くて質問や議論がしやすい環境でした。そのような環境を活かすためか、ロースクール側も学生側に対して自主ゼミを組むように積極的に促していました。

このような環境のおかげで、私はロースク

ロースクールの実情と 法曹養成

そのような大手事務所は、すでにロースクール生が在学している時点からインターンやサマースクールで実質的な採用活動を開始しており、サマースクールなどに参加しているうちに人権課題などを扱うという進路を意識しなくなってしまうのではないかと思います。幸い、私はロースクール時代に

ール時代に多くの友人を得ることができましたし、講義やゼミで議論した経験は今でも私の力になっていると感じます。また、ロースクール時代に受けた実務科目の講義が非常に充実しており、現在の弁護士活動に役立っています。

一方で、ロースクールでは、企業法務を扱う事務所や大手渉外事務所などに就職することが良いことであるというような雰囲気があり、二年ないし三年間の生活の中で大手の事務所に入所することに重きを置くようになっていってしまう人が少なくありませんでした。もちろん、刑事弁護や環境問題などに興味を持っている人はいましたが、労働問題や公害問題や人権課題に興味を持っているという人は少なく、また、ロースクールにいる間に大手事務所志望に方向転換してしまう人もいました。

他大学の知り合いの紹介により、青法協のロースクール生部会に参加することができましたが、ロースクールの友人を青法協のイベントなどに誘ったりしづらい雰囲気は何となくありました。

3 ロースクール制度について

私が通っていたロースクールでは、予習復習に追われて司法試験の勉強時間があまりとれなかったとか、進級が大変だったということはあまりなかったように思います。

ただ、他のロースクールでは、進級要件が厳しく、留年を余儀なくされる人が少なくない場合や、予習の準備が大変だったということも聞き及んでいます。

また、通っていた大学の近くに修了生の司法試験合格率高いロースクールがなく、司法試験合格率高いロースクールで学ぶために京都・大阪・兵庫や東京近辺に引っ越しを余儀なくされている人もおり、ロースクールの偏在が問題になっています。

加えて、ロースクールは、派遣教員として講義を行っている裁判官・検察官・企業法務弁護士による職業宣伝の場になっていることも否定できません。もちろん、ロースクールの派遣教員を務めている弁護士の中には、青

法協をはじめとする法律家団体の活動に熱心に取り組んでいる弁護士も少なくありません。ですが、裁判官・検察官・企業法務弁護士の派遣教員に比べれば、コマ数の関係などで、ロースクール生がそういった法律家団体の活動にアクセスする機会は、裁判官・検察官・企業法務弁護士よりも少なく、ロースクール生が人権活動に興味を持ちづらい状態にあるといえます。

このように、ロースクール制度は、様々な歪みを抱えており、私としては恩恵を受けたからと言って手放しで制度を称賛しづらい心境です。

4 青法協としての取り組みについて

先日、京都での青法協総会に参加して、二日目の法曹養成制度についての議論を聞き、ロースクール世代の当事者として、今までの体験と重ね合わせて賛同できることや、より議論を深めなければならない点があると感じ、とても勉強になりました。

総会での議論を踏まえ、私としては、まず、実際に制度の対象者となったロースクール世代の青法協会員にアンケートを行い、ロースクール制度についての思いを集約して青法協としての立場を考えていけると良いのではない

委員会からのお知らせ

かと思いましたが（既に実施されていたらすみません）。

「ロースタールの実情と法曹養成」を執筆されている先生も、そうでない先生も、ロースタールに対して色々な思いを持っていると思います。私自身、他の多くのロースタール世代の人

たちがどのような思いを持っているのか、「ロースタールの実情と法曹養成」以外でも）知りたいという気持ちがありますし、制度が始まって一〇年以上が経過した今、当事者を抜きにしてこの問題を語ることはできないと思います。

様々な面で簡単にはいかならないと思いますが、この場を借りてささやかな提案をさせていたいただきました。今後も、法曹養成制度に関して活発な議論がなされれば良いと思います。

青法協会所属の法律事務所のみなさま

9/29(土)
in 東京

七二期向け四団体合同事務所説明会へ 是非ご参加を

修習生委員会委員長 今泉 義竜

近年、新人弁護士就職状況の改善、就職活動の早期化等に伴い、毎年開催しておりました四団体事務所説明会参加者の減少が目立つようになりました。

そこで、会員の皆様からの意見聴取を踏まえ、本年からは実施時期を大幅に前倒しし、合格祝賀会と同時に合同事務所説明会として開催することといたしました。次世代を担う若者を少しでも多く仲間を迎えることができるよう、今後も尽力してまいりますので、何卒ご理解・協力をお願い致します。

七二期は、今年二月上旬から一年間の司法修

習を行い、来年二月登録予定の期です。合格発表後は多くの合格者が就職活動に取り組み始める時期であり、かつ修習も始まる前ですので比較的参加しやすい時期です。多くの事務所に参加していただき、新しい出会いが生まれる機会にしたいと思います。ぜひふるってご参加ください。全国からのご参加をお待ちしております。

◇質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、下記宛先まで FAXまたはメールで九月二日までに御連絡下さい。詳しい募集要

参加要綱

◆とき…九月二十九日(土) 午後一時～

◆ところ…弘済会館(JR四ツ谷駅から徒歩五分)

◆参加費

事務所説明会 一事務所二万円

懇親会費 弁護士二人につき五千円

◆当日の予定

一二時半 開場

一三時 学習会

(合格者向けの北村議長からのミニ講演、若手弁護士による修習ガイダンス。七二期司法修習生対象)

一四時 事務所説明会開始

一八時 合格祝賀会

※事務所説明会からご参加の方は、遅くとも一四時までにお越しください。

【問い合わせ先】

東京法律事務所

〒160-0004 新宿区四谷一四 四谷駅前ビル

項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を同日までに送付頂ければ、当日参加した修習生に配布致します(なお、例年作成している法律事務所ガイドブックも配布予定ですので、そちらに掲載される場合は別途ご用意いただく必要はありません)。都合により説明会に参加できない遠方の事務所につきましては、募集要項の配布のみも可能です。

新役員の紹介②

副議長就任のご挨拶

東京 山田 大輔



六月の総会で、弁護士学者合同部会副議長に就任いたしました、六七期の山田大輔(東京)です。同時に、憲法委員会の

委員長にも就任いたしました。私のことをご存じでない会員の先生方は非常に多いと思いますので、自己紹介も含めて、就任のご挨拶をさせていただきます。

1 青法協と私

私は、二〇一〇年に法科大学院に入学し、同時に、青法協法科大学院生部会に入会し、活動しました。

法曹を目指したのは、私自身が日本社会を生きにくい社会であると感じていたので、困っている人たちに寄り添いながら、生きにくい社会をもつと生きやすく変える職業に就きたいと思い、弁護士を目指しました。

法科大学院生部会では、多くの先輩会員の先生方に、運営にご協力いただきました。たとえば、企画や懇親会などでお話を聞かせていただき、様々な弁護士像を身近に感じさせていただいたり、司法試験の答練指導などをしていただいたりしました。

こういう経験を通じて、私も、社会問題に取り組むとともに、同じ志を持つ後輩を育てる弁護士

電話 〇三―三三三―五五五―〇六一一
FAX 〇三―三三三―五五五―七四二一
メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

になりたいと感じるようになりました。

2 弁護士になってからの活動

私は、二〇一三年に司法試験に合格し、修習生部会での活動を経て、二〇一四年二月に東京で弁護士登録しました。

弁護士になってからは、憲法委員会に所属し、活動してきました。

また、憲法委員会の活動とは別に、二〇一五年、二〇一六年は、刑事訴訟法改定問題(司法取引、盗聴法の拡大等)の反対運動に関わりました。

また、二〇一七年には、青法協も加入していた、共謀罪に反対する法律家六団体連絡会(後に八団体)の活動として、当時弁護士二年目であった久保木太一会員と、辻田航会員(いずれも憲法委員会のメンバー)とともに、国会議事録の整理等を通じて、共謀罪の問題点を検討しました。さらに、その活動の一環として、国会議員の先生方とも協働しつつ、共謀罪の反対運動に関わりました。

その成果は、今年の六月に発行された『共謀罪

今後の日程

【常任委員会】

*第2回

2018年 9月14日(金) 東京

*第3回

2018年11月30日(金)
～12月 1日(土) 福岡

*第4回

2019年 3月 1日(金)～ 2日(土) 岐阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日) 北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

9月 4日(火)10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

9月13日(木)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

9月25日(火)18時～ 青法協本部

コンメンタール』に結実しました(詳細は来月号でご報告させていただきます)。
現在は、改憲に反対する法律家六団体連絡会に顔を出したり出さなかったりしつつ、改憲問題に取り組んでいます。

3 副議長、憲法委員会委員長としての抱負

この度、副議長と憲法委員会委員長に就任しました。できるだけ、多くの社会問題を市民の方や会員の先生方に知っていただく活動をしたいと思っています。

ただ、憲法委員会のメンバーも人数に限りがありますので、ぜひ、全国の会員の先生方が取り組まれている問題を、憲法委員会や機関紙に投稿していただき、全国の先生方とともに活動してまいりたいと思います。

ほかにもいろいろとできることがあると思いますので、憲法委員会のメンバーと一緒に、新しい取り組みも考えていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いいたします。

編集後記

▼今号も読み応えのある文章(私の除く)をいただきました。ありがとうございます。▼

ここ数か月は九条改悪の安倍改憲阻止のため、

三〇〇〇万人署名に取り組まれた方も多かったと思います。私も打合せで声かけ等しましたが、不十分でした。当分の間、継続して取り組みます。▼安倍改憲の口実の一つであった朝鮮半島情勢ですが、何より戦争回避を喜ぶとともに、それを氣にくわない勢力に惑わされないようにしたいと思います。▼いつからやられたら(というかやられる前に)やりかえすという発想になったのかと思うほど、戦争肯定の風潮が伺える報道を目にすることがあります。他方で犯罪や災害等による人の死が、建物等の破壊が、非常に悲惨に報道されます。戦争によっても同じなのに、他国であつても許されないのにと思います。▼核兵器も原発も早くなくなつて欲しい、というか政治全体変わって欲しいのですが、黙っているだけでは実現されないで、それらに資する日々の努力をしたいと思っています。

(中川勝之)